

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書

世界的に原油等の資源が高騰する中、漁業経営に欠かすことの出来ない石油製品をはじめ、生産資材は価格上昇を続けており、昨今の漁業者の経営状況は、かつて無いほど圧迫されている。

このような中、漁業用の軽油の免税措置が来年三月末をもって適用期限が切れることとなっており、生産コストに占める燃料費のウエイトが極めて高い漁業にとっては、非常に厳しい状況にある。

特に、主として軽油を操業用の燃料に使用している「沿岸漁業地域」においては、零細漁業者が大半を占めていることから、構造的な魚価の低迷のなかで、生産を続けると赤字になる可能性もあり、廃業に追い込まれるなど、もはや生産者の自助努力や地域のみでの解決の限界を超えている。

国民・県民に対して国産水産物を持続的かつ安定的に供給するためには、漁業者の経営安定が最も重要かつ基本であり、このため、我が国の食品産業の健全な発展には、「軽油引取税の免税措置」は不可欠な措置であり、適用期限を延長するとともに、将来的には恒久化するよう、これを国会及び政府に対し、要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年九月三十日

鳴門市議会